

<自由回答一覧> **I** 被災者生活再建支援法のあり方についておたずねいたします。 *印：項目へのチェックはないが、自由解答欄に記述のあった自治体。

<p>1-1 現在、被災者生活再建支援法の見直し作業が進められています。今後の改正点について、考慮すべき点は何でしょうか。(複数回答可)</p>	<p>◆兵庫県 半壊世帯を支援法の対象とすべきである。</p>	<p>◆堺市 基金や独自政策では限界があり、都道府県間で格差が生じることは市民理解を得られないことから、国の役割と責任を明確にするともに制度の拡充を図り、国の負担として対応すべきである。</p>	<p>◆新潟県 家屋の被害に対する支援に限定するべきではない。上記1の⑩その他の自由解答欄のとおり(全国一律の基準ではなく、地方自治体の裁量により、実情に応じた支援が行える制度とすべきである。)</p>	<p>◆愛媛県 具体的な適用範囲についてはなんとも言えない。</p>	<p>*秋田県 基本的には賛成であるが、地方財政の厳しい状況にあっては、基金への追加拠出等において地方への負担を軽減する配慮も必要である。</p>
<p>⑩その他(自由回答)</p>	<p>◆島根県 今回の改正により、法の適用・被適用による被災者の不公平感がある程度和らぐこと、単独事業を実施している自治体にとっては多少なりとも財政負担が減ることから、制度的には改善されたと認識している。</p>	<p>◆神戸市 大災害に備え、基金の増額を行うべきである。</p>	<p>*長野県 法の本来の目的が、衣食住の住の部分の再建支援と考えれば、住宅被害への支援だけでよいと思われるが、地域復旧や経済的基盤の復興と考えれば、事業などへの支援も行うべきである。</p>	<p>◆高知県 被災者の生活再建につながる制度を目指すべきである。</p>	<p>◆千葉県 支援対象が拡大されたことは評価するが、居住する地域による不均衡は未だ残っており、これを解消すべきである。</p>
<p>◆秋田県 支援金の財源確保、基金残高の問題とあわせて検討が必要。</p>	<p>◆香川県 被災地の実情に応じた取組を可能にするよう、抜本的、総合的な支援制度の確立について、国に働きかけていきたい。</p>	<p>1-2 家屋の被害に対する支援に限定することについてどう思いますか。(複数回答可)</p>	<p>*長野県 法の本来の目的が、衣食住の住の部分の再建支援と考えれば、住宅被害への支援だけでよいと思われるが、地域復旧や経済的基盤の復興と考えれば、事業などへの支援も行うべきである。</p>	<p>◆福岡県 現行の枠組み(都道府県が600億円を拠出し創設した基金)で対応する限り、住家被害の支援を優先すべきである。</p>	<p>◆福井県 従来の制度から一步前進したと考える。</p>
<p>◆秋田県 支援金の財源確保、基金残高の問題とあわせて検討が必要。</p>	<p>◆高知県 被災者生活再建支援法だけを考えるのではなく、被災者の自助努力(耐震改修、地震保険)との分担も考えるべきである。</p>	<p>⑤その他(自由回答)</p>	<p>◆岐阜県 現行制度は、住家被害への支援に限定というよりは、住家の被害程度に応じて、特に用途を限定しない一定額を支給する内容となっている。</p>	<p>◆長崎県 H22.9.3の制度改正で支援対象が拡大されたので現時点では特になし。</p>	<p>◆長野県 被災者に対して支援主体がどこであれ、何らかの形で支援することは必要であると考えている。今回の改正で支援対象となったことは良いことであるが、どのように改正しても不均衡は生じるため、法による支援が必要な災害の範囲などについて議論し、考え方を定めていくことも必要であると思われる。</p>
<p>◆神奈川県 各都道府県が拠出した基金と国の補助を支援金の原資とする現行制度では、大規模災害が発生した際の支援金額が原資を超過し、制度自体の破綻が想定されるため、大規模災害に対する特例措置(国による支援金の全額補助)や「共助」の観点からの全国的な住宅再建共済制度の創設など、さらに制度の検討を行う必要がある。</p>	<p>◆長崎県 H22.9.3の制度改正で支援対象が拡大されたので現時点では特になし。</p>	<p>*北海道 財源の問題もあり、適用範囲の拡大は厳しい状況と思われますが、対象範囲を拡大する方向で見直すことについては、歓迎します。</p>	<p>◆静岡県 家屋の被害に対する支援以外の被災者支援施策については、被災者生活再建支援法とは別の法律の枠組みを検討すべき。</p>	<p>◆宮崎県 今回改正が行われた被災者生活再建支援制度については、住家に著しい被害を受けたものに対する生活再建支援を目的に設けられたものであり、その目的に沿って活用する必要があると考えられるが、災害時には、住家被害以外の様々な被害が生じることから、被害の状況を踏まえた上で、関係部署や関係機関と連携し、別途各種支援の実施を検討していく必要があると考えている。</p>	<p>◆静岡県 被災者生活再建支援制度は、都道府県が拠出した基金により、都道府県が実施主体となって支援金の支給及び運営を行っているものであり、制度の見直しを行う場合には、立案の段階から国と地方の十分な協議をすべきである。</p>
<p>◆新潟県 ○全国一律の基準ではなく、地方自治体の裁量により、実情に応じた支援が行える制度とすべきである。(現行の被災者生活再建支援制度は、建物の被害状況に基づく全国一律の基準で支援金が支給されており、必ずしも真に支援を必要とする被災者に対して十分な支援が行き渡る支援となっていない。このため、「ひと」に着目し、地域や被災者の実情を最も良く知っている地方自治体の裁量により、弾力的な運用に基づく支援を行うことができる制度とする必要がある。支援例:半壊被害であっても、収入だけでは高額な補修費を負担することが困難な高齢者世帯。</p>	<p>*熊本県 災害救助法適用災害についてすべてを対象とすべき。(H19年度において、災害救助法適用災害が、被災者生活再建支援法の対象とならなかったため、以後要望している。)</p>	<p>*秋田県 基金財源の問題解決が先。住家以外への支援については、財源の問題が解決された後に検討。</p>	<p>◆京都府 まずは、全国知事会で要望しているとおり、すべての被災区域が支援の対象となるような制度改正を行い、家屋の被害に対する支援の拡大について検討が必要と考える。</p>	<p>◆鹿児島県 長期避難世帯に対する支援金の支給があるが、長期避難世帯の認定要件等を検討すべきと考える。</p>	<p>◆愛知県 一定の前進であることは評価できるが、支援の対象となる範囲については、不十分な点もあり、さらに改善を求めていく。</p>
<p>◆静岡県 基金では対応できない大規模な災害が発生した場合には、国の全額保証とするなど所要の措置を講じることが必要。</p>	<p>◆宮崎県 何を持って被災者支援が十分と考えるかは国、都道府県、市町村、被災者の立場などにより様々な意見があると思われる。被災者支援については、国、都道府県、市町村の財政状況や役割分担、災害にかかる自助・公助のあり方に関する世論の動向などを踏まえ、検討や判断が行われるものと考えられるので、県としては今回の制度改正後の運用状況を注視していきたい。</p>	<p>◆山形県 住宅被害以外にも支援が拡充するのは好ましいが、基金との兼ね合いから検討を重ねる必要がある。</p>	<p>◆大阪府 被災者個々の被災状況に即した対応が図れるように制度拡充を図るべき。</p>	<p>*神戸市 回答選択肢④に関連して、「半壊」も対象にすべきと考えます。</p>	<p>◆滋賀県 同一の災害における支援の不均衡の是正につながると思われることから、一定の評価をすべきものと考えます。</p>
<p>◆京都府 全国知事会で要望している①の他、地域の被災状況等に応じて、被災者の生活および地域復興への支援が行えるよう検討が必要と考える。</p>	<p>*沖縄県 隣接する県がないため、今回の改正に伴う適用が受けられないケースがある。基金の拠出割合については、防災の観点から住宅の構造を堅固としている割合等も考慮して欲しい。</p>	<p>◆埼玉県 住家の被害認定調査は、全国的な応援体制等の仕組みづくりも検討する必要がある。(全国知事会でも検討中)</p>	<p>◆徳島県 本制度では、支援対象を災害によって住家に被害を受けた世帯としていることから、生業支援とは目的を異にしていると考えられる。生業支援については、天災資金などの各種融資制度等の充実が求められる。</p>	<p>◆北九州市 現状に即した被災者支援を検討すべきである。</p>	<p>◆大阪府 居住する区域に関わらず本制度の支援対象とすべきである。</p>
<p>◆大阪府 被災者の生活安定と被災地の速やかな復興を図るため、対象、規模、内容等を含め拡充すべきである。また、基金による対応には限界があることから、特別立法法等により国の役割と責任を明確にし、国の負担として対応すべきである。</p>	<p>◆千葉県 被災者生活再建支援法では、現在、人口10万人以上の都市では、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害が対象となっているが、災害弔慰金や災害障害見舞金の対象となる5世帯以上と同様にして、制度間の整合を取り、使う側からわかりやすくしたい。</p>	<p>◆群馬県 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者の生活再建を支援するという法の趣旨からは、主要な生活基盤である住家への被害のみを対象とすることは、財源も限られている中でやむを得ないと考える。</p>	<p>◆岡山県 長期避難世帯の認定緩和(認定基準 現行:避難状態解消の見通しが立たない場合→例:避難状態がおおむね6カ月以上の継続)</p>	<p>◆岩手県 今回の被災者生活再建支援法施行令の改正については、被災者生活再建支援法の対象世帯が拡大されるとともに、同一の災害における支援の不均衡の是正にもつながると思われる。しかしながら、本改正においても、人口規模に応じた被災世帯数が規定されており、全ての被災区域が対象とならないことから、現行制度で一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合は全ての被災区域が支援の対象となるよう、制度の改正が必要と考えています。</p>	<p>◆京都府 1歩前進したと考える。更に、全国知事会で要望しているとおり、すべての被災区域が支援の対象となるような制度改正を要望する。</p>
<p>◆京都府 全国知事会で要望している①の他、地域の被災状況等に応じて、被災者の生活および地域復興への支援が行えるよう検討が必要と考える。</p>	<p>◆千葉県 家屋の被害以外の事由を対象とすることについては、制度の根幹に係ることであることから、慎重に検討すべきである。</p>	<p>◆東京都 他の支援制度について把握し、比較する必要があるため、回答できない。</p>	<p>◆徳島県 本制度では、支援対象を災害によって住家に被害を受けた世帯としていることから、生業支援とは目的を異にしていると考えられる。生業支援については、天災資金などの各種融資制度等の充実が求められる。</p>	<p>◆北九州市 現状に即した被災者支援を検討すべきである。</p>	<p>◆大阪府 居住する区域に関わらず本制度の支援対象とすべきである。</p>
<p>◆大阪府 被災者の生活安定と被災地の速やかな復興を図るため、対象、規模、内容等を含め拡充すべきである。また、基金による対応には限界があることから、特別立法法等により国の役割と責任を明確にし、国の負担として対応すべきである。</p>	<p>◆名古屋市 被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じるようお願いしたい。</p>	<p>◆神奈川県 家屋以外を支援対象とすることにより、年間の基金の拠出が増えることになる。現状、基金を取り崩して支援金に充てている状況を鑑みれば、支援対象の議論の前に、基金の拠出額や、国と地方の負担割合等の課題を検討する必要がある。</p>	<p>◆香川県 現行制度は家屋の被害に対して支援に限定するものではないが、被災地の実情に応じた取組を可能とするよう抜本的総合的な支援制度の確立について、国に働きかけていきたい。</p>	<p>◆岩手県 今回の被災者生活再建支援法施行令の改正については、被災者生活再建支援法の対象世帯が拡大されるとともに、同一の災害における支援の不均衡の是正にもつながると思われる。しかしながら、本改正においても、人口規模に応じた被災世帯数が規定されており、全ての被災区域が対象とならないことから、現行制度で一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合は全ての被災区域が支援の対象となるよう、制度の改正が必要と考えています。</p>	<p>◆兵庫県 支援法の適用要件が一部拡充されたものの、被災者の視点からは法適用不適用の不均衡が依然残されており、なお改善の余地がある。</p>
<p>◆大阪府 被災者の生活安定と被災地の速やかな復興を図るため、対象、規模、内容等を含め拡充すべきである。また、基金による対応には限界があることから、特別立法法等により国の役割と責任を明確にし、国の負担として対応すべきである。</p>	<p>◆名古屋市 被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じるようお願いしたい。</p>	<p>◆神奈川県 家屋以外を支援対象とすることにより、年間の基金の拠出が増えることになる。現状、基金を取り崩して支援金に充てている状況を鑑みれば、支援対象の議論の前に、基金の拠出額や、国と地方の負担割合等の課題を検討する必要がある。</p>	<p>◆香川県 現行制度は家屋の被害に対して支援に限定するものではないが、被災地の実情に応じた取組を可能とするよう抜本的総合的な支援制度の確立について、国に働きかけていきたい。</p>	<p>◆岩手県 今回の被災者生活再建支援法施行令の改正については、被災者生活再建支援法の対象世帯が拡大されるとともに、同一の災害における支援の不均衡の是正にもつながると思われる。しかしながら、本改正においても、人口規模に応じた被災世帯数が規定されており、全ての被災区域が対象とならないことから、現行制度で一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合は全ての被災区域が支援の対象となるよう、制度の改正が必要と考えています。</p>	<p>◆鳥取県 支援対象が拡大されることは賛成だが、全壊2世帯が対象となる一方、人口10万人以上の世帯では全壊9世帯で対象とならないなどの矛盾点には反対である。</p>

<p>◆徳島県 当該改正により支援法の対象世帯が拡大され、同一災害における支援の不均衡にもつながることから一定の評価をすべきものと考えらる。</p> <p>◆福岡県 支援対象が拡大されたことについては賛成である。ただし、「現行制度で対象となる自然災害が発生した場合には、すべての被災区域の被災世帯に適用される」よう更なる支援対象の拡大が必要と考える。</p>	<p>1 - 4 現在支援法の運用は基金の取り崩しで行うこととしています。内閣府の試算によると首都直下地震など巨大災害が起これば、支援金の交付は3兆円を超えと言われ、現在の基金は破綻します。そのような巨大災害を想定し、どう対応すべきと考えますか。</p>	<p>1 - 7 ご自身の都道府県（政令指定都市）の独自施策として、実施したことのある施策については◎を、実施したことはないが将来的に実施してもよい施策については○をおつけください。（復興基金による施策を除く）（複数回答可）</p>	<p>◆京都府 ◎・緊急生活資金無利子貸付 ・中小企業向け非常時緊急融資 ・建築確認手数料等の減免</p> <p>◆大阪府 ◎・府税の減免措置 ・府立学校の授業料等の減免措置 ・府営水道給水料金の減額措置 ・公営住宅の特別入居 ・一時使用</p>	<p>◆堺市 ◎・市営住宅（一時避難住宅）の一時使用許可 ・別紙1のとおり</p>	<p>◆京都府 前回の上記制度実施に当たっては、国との調整等は特にしていない。今後については、被災状況や規模により、必要に応じて対応を検討する。なお、この他相互扶助の趣旨から全国規模での「住宅再建共済制度」の創設等について別途国に要望中である。</p>
<p>◆佐賀県 今回の改正で支援の適用対象は拡大されたものの、同一災害において全ての被災地区が対象とはなっていないことから、同一災害における被災地区の不均衡が完全に解消されるべき。</p>	<p>⑤その他（自由回答）</p> <p>*北海道 超大規模災害については、特別立法等による国の対応を要望します。</p>	<p>⑪その他（自由回答）</p> <p>◆群馬県 ○被害の状況に応じて、必要と考えられる支援については検討していきたい。</p> <p>◆埼玉県 ○現時点では、実施予定はない。</p>	<p>◆兵庫県 ◎年収要件の緩和（全ての年齢区分について年収要件を800万円以下まで緩和） *平成19年改正前支援法の年収要件 ・年収500万円以下の世帯：年齢不問 ・年収500万円超700万円以下の世帯：世帯主の年齢が45歳以上 ・年収700万円超800万円以下の世帯：世帯主の年齢が60歳以上</p>	<p>◆北九州市 ○被災者の公平な支援や被災地域の早急な復興の観点から、支援法の適用要件を緩和するよう、国に要望しているところであり、引き続き要望してまいりたい。また、独自の被災者支援制度についてはこれを整備している自治体もあるが、いずれも、県と市町村で費用を分担する制度となっており、他の自治体の状況を研究していきたい。</p>	<p>◆大阪府 都道府県が独自施策を実施しなくともよいように被災者生活再建支援法の充実を求めている。</p> <p>◆奈良県 国の了解を得る必要は必ずしもないと思われるが、実施する際には国とも連携して行う必要があると考えられる。</p> <p>◆大分県 すでに実施済みである。</p>
<p>◆長崎県 支援対象が拡大されたので良い。</p> <p>*熊本県 支援対象が拡大されるので、一定の評価はできるが、更なる拡大が必要。</p>	<p>◆京都府 巨大災害については、基金による対応ではなく特別立法等により国の役割と責任を明確化した上で、国の負担として対応すべきである。</p> <p>◆千葉県 本市は基金の出資金を直接負担しておりませんので、回答は差し控えます。</p> <p>◆北九州市 今後の検討課題である。</p>	<p>◆千葉県 ○現時点では独自施策を検討していないが、被災状況に応じて検討する可能性がある。</p> <p>◆東京都 ○実施した施策としては、上記5の独自施策で回答した「東京都三宅島災害被災者帰島生活支援金支給事業」</p> <p>◆神奈川県 ○独自施策の実施については、災害の規模や状況等を踏まえて検討する。</p>	<p>◆和歌山県 ○支援法が適用されない小規模災害に対応するため、支援とは言い難い程少額であるが、県の災害見舞金について、見直しを検討中。</p>	<p>◆山口県 ◎県内に支援法が適用される市町が1以上ある自然災害について、支援法に基づく支援制度の対象となる被害と同等の被害を受けながら、その自然災害が支援法第一条に定める規模に達していないため、支援法による支援を受けられない者に対し支援金を支給している。</p>	<p>◆宮崎県 基本的に国の了解にかかわらず、県独自で実施するが、独自の施策実施にあたっては、様々な情報が必要であることから、必要に応じて国と連携を図りながら進めていきたいと考えている。</p> <p>◆さいたま市 市の単独事業のため（別添独自施策シート参照）</p>
<p>◆宮崎県 特に中山間地において、人口の少ない市町村がある本県においては、小規模災害への支援対象の拡大は大変ありがたいが、地方自治の補完性の原理から、小規模災害まで全て国が支援することが望ましいのかについて検討が必要と考えられる。今回の制度改正後の運用状況を注視していく必要があると考えている。</p> <p>*沖縄県 「同一の自然災害」とされているが、大雨による災害等は範囲が広く、同一の判断が難しいと思われる。</p>	<p>1 - 6 5の設問で①「ある」とお答えになった自治体におたずねします。（複数回答可）</p> <p>⑥その他（自由回答）</p> <p>◆新潟県 県単の被災者生活再建支援金については、発災の都度、災害の規模等を勘案し、制度制定の必要性を適宜判断している。</p> <p>◆愛知県 昭和58年から継続的に行っている事業ではあるが、恒久的な事業として位置づけられているものではない。しかし、被災された県民へのお見舞いの気持ちや、その生活の立て直しに役立てていただくため、今後とも政策的に続けていきたいと考えている。</p>	<p>◆新潟県 ○【小規模急傾斜地崩壊防止事業補助金】急傾斜地崩壊危険区域の指定基準に達しない急傾斜地で、住民の生命を保護する目的で市町村が実施する崩壊防止施設の新設工事の費用の一部を助成。【地震保険等加入促進事業】耐震化されていない昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に住む高齢者又は障害者を対象に、部分補強・耐震シェルター設置工事（上限10万円）と地震保険料（上限3千円）をセットで補助（いずれも市町村に上乘せ補助）。市町村の補助額に上乘せする間接補助。</p> <p>*石川県 ⑥の上乗せは、国の旧制度では、所得・年齢による制限や用途の制限がありましたが、所得・年齢による制限や用途制限を設けずに支給しました。</p>	<p>◆横浜市 ○これまで大規模災害が発生していないため、独自施策の実施はありません。将来的な実施については未定です。（小規模災害に対する支援制度は見舞金や各種減免制度等があります。）</p> <p>◆浜松市 ○生活再建・住宅再建の趣旨ではないですが、市内で生じた火災、風水害又は震災により被害を受けた世帯に対して見舞金を支給する制度はあります。</p>	<p>◆山梨県 未定</p> <p>◆長野県 災害見舞金については、県としての御見舞の意思表示をする趣旨もあることから、県として判断して実施すべきである。</p> <p>◆愛知県 地方自治の主旨から質問の意図が不明です。</p> <p>◆滋賀県 現時点でこの設問にはお答えいたしかねます。</p>	<p>◆千葉県 独自施策の実施にあたり、施策の内容により、国の協力等が必要な場合は、国の意向等を考慮した上で実施するが、国の協力等が必要でない独自の施策として実施する場合は、市が独自で施策を実施する。</p> <p>◆名古屋市 災害の規模や状況により検討</p>
<p>◆千葉市 被災者生活再建支援法では、現在、人口10万人以上の都市では、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害が対象となっているが、災害弔慰金や災害障害見舞金の対象となる5世帯以上と同様にして、制度間の整合を取り、使う側からわかりやすくしてほしい。</p>	<p>◆奈良県 独自施策については、被災者生活再建支援法の公布日から施行までの間に発生した災害に対して、同法と同様の支援を行ったものである。</p> <p>◆徳島県 独自施策を制定しており、適用にあたっては災害ごとに判断する。</p> <p>◆宮崎県 独自施策については、暫定措置としており、3年後に制度の継続を含めた見直しを検討することとしている。</p>	<p>◆滋賀県 ○独自の個人補償制度の設置については市町との費用負担などについて同意が必要であり、かつ自然災害の規模や被害は多様であることから、発災後が最も適切であると考えています。現時点でこの設問にはお答えいたしかねます。</p>	<p>◆名古屋市 ○災害の規模や状況により検討</p>	<p>◆福井県 災害発生時の状況等によって判断する。</p>	<p>◆大阪市 当然、市の独自財源での実施であれば、国の了解はいらないのではないかと。</p> <p>◆堺市 独自政策の実施により、都道府県間で格差が生じることは市民に理解を得ることが出来ない。国による法の拡充が必要であると思えます。</p>
<p>◆大阪市 同一災害で支給対象の制限が設けられるのは、不公平感がある。</p>	<p>◆徳島県 独自施策を制定しており、適用にあたっては災害ごとに判断する。</p> <p>◆宮崎県 独自施策については、暫定措置としており、3年後に制度の継続を含めた見直しを検討することとしている。</p>	<p>◆滋賀県 ○独自の個人補償制度の設置については市町との費用負担などについて同意が必要であり、かつ自然災害の規模や被害は多様であることから、発災後が最も適切であると考えています。現時点でこの設問にはお答えいたしかねます。</p>	<p>◆名古屋市 ○災害の規模や状況により検討</p>	<p>◆山梨県 未定</p> <p>◆長野県 災害見舞金については、県としての御見舞の意思表示をする趣旨もあることから、県として判断して実施すべきである。</p> <p>◆愛知県 地方自治の主旨から質問の意図が不明です。</p> <p>◆滋賀県 現時点でこの設問にはお答えいたしかねます。</p>	<p>◆神戸市 原則として、国との協議を経て実施していくつもりですが、住民の状況次第では、独自に判断して実施していく可能性もあります。</p> <p>◆北九州市 独自施策の内容により判断する。</p>

<自由回答一覧>

Ⅱ

復興基金についておたずねします

*印：項目へのチェックはないが、自由解答欄に記述のあった自治体。

<p>Ⅱ - 3 「2」の選択理由について、ご記入ください。</p>	<p>◆富山県 大規模災害時には、何らかの助成措置を検討する必要がある。</p>	<p>◆島根県 災害の規模や県の財政状況等から総合的に判断すべきと考える。</p>	<p>◆さいたま市 大規模災害については、国の責任において対応すべきと考えます。</p>	<p>Ⅱ - 4 復興基金の財源としては何が望ましいとお考えですか。(複数回答可)</p>	<p>◆浜松市 例：地域コミュニティの施設、建替、修理に伴う補助</p>
<p>◆岩手県 災害の規模などの状況に応じて検討すべきことであり、復興基金の設置も必要な災害も想定されるとはいえ、一概にこたえられないため。</p>	<p>◆岐阜県 発生した被害の規模や状況、その時の県や関係市町村の財政状況などにより、検討を行います。</p>	<p>◆岡山県 災害の規模や状況等を踏まえ、交付金制度も含めて、より適切な復興制度について検討する必要がある。</p>	<p>◆横浜市 被災後の復興計画策定の中で、基金設立の検討を行う可能性はありますが、現在の厳しい財政状況下では基金設置は困難であり、本来、国において行うべきものと考えます。</p>	<p>③⑤その他の財源を活用するもの(例：)</p> <p>◆宮城県 例：ふるさと納税</p>	<p>◆神戸市 例：地域コミュニティ拠点やボランティア支援、健康等対策、私道復旧・消費生協・外国人の支援等</p>
<p>◆宮城県 個々の災害による被災規模等その状況により個々に判断すべき。</p>	<p>◆静岡県 既存の国庫補助事業等は現状復旧が中心であるため、復興施策の推進にあたっては復興基金の設立が有効。</p>	<p>◆広島県 これまで復興基金によらずに被災者支援を行ってきており、被災状況の大きな災害が発生した際に規模や状況等を考慮の上、検討。</p>	<p>◆相模原市 神奈川県との調整結果による</p>	<p>◆新潟県 例：交付税のような一般財源的な資金により、災害の規模に見合った取崩し型の基金造成を行い、必要に応じて地方も拠出できるようにする。</p>	<p>◆広島市 見舞金の支給、生活必需品の給与など</p> <p>②住宅再建(例：)</p>
<p>◆秋田県 被害規模や、財源の見通しなどについて、幅広く検討する必要がある現時点では判断できない。</p>	<p>◆愛知県 災害発生の後、基金の創設にあたって、①資金の運用及び基金による支援を実施する組織の設立②基金の財源の確保③復興基金の目的・活用方法の決定④基金の運用及び支援の実施について、検討する。</p>	<p>◆山口県 設立の必要性も含めて、規模や状況等を考慮し検討する。</p>	<p>◆新潟市 災害発生時における被害状況、国・県の支援内容、市独自財源を総合的に判断し、基金設立の是非を検討する必要があるため。</p>	<p>◆富山県 大規模な災害であれば、地方での対応に限界があり、国の支援が不可欠であると考える。</p>	<p>◆栃木県 住宅再建時助成、住宅確保助成</p>
<p>◆山形県 復興基金を設立する必要性、効果を検討する必要がある。</p>	<p>◆滋賀県 自然災害の規模や被害は多用であることから、規模や状況等を考慮のうえ検討します。</p>	<p>◆徳島県 復興基金を設立するかの判断にあたって、発生する災害の規模や災害の程度が重要な要素となるため。</p>	<p>◆名古屋市 災害の規模や状況により検討</p>	<p>◆鳥取県 災害復興のために行政がすべき施策で国の財政支援がないものについては、地方税、普通交付税等から積み立てておくのが望ましい。</p>	<p>◆新潟県 例：被災者住宅復興資金利子補給等</p>
<p>◆福島県 災害の種類、規模、被災状況によりどういった支援を行うべきかわ変わるため。</p>	<p>◆京都府 被害の状況、他の支援策等、総合的に勘案して検討。</p>	<p>◆香川県 大規模な場合等は基金設立が必要と考える。</p>	<p>◆大阪市 例えば、起債が主な財源となれば、起債の趣旨に照らし世代間の公平性が保てるかどうかを慎重に検討する必要がある為。</p>	<p>Ⅱ - 5 貴都道府県（政令指定都市）で想定する災害が発生した場合、復興基金をどのような分野に活用されようとお考えですか。(複数回答可)</p>	<p>◆石川県 例：住宅再建に対する支援</p>
<p>◆茨城県 本県では、これまで被災者生活再建支援制度を適用する災害が発生していないことなどから、復興基金の設立の有無や内容について検討したことがない。</p>	<p>◆大阪府 生活再建支援法での支援拡充により対応することが望ましいが、同法で対象とならないものに対応するための基金を設置することも必要と考えられるため、災害規模や被災状況、効果等を踏まえ検討する。</p>	<p>◆福岡県 本県ではこれまで災害において復興基金は必要としなかった。今後、復興基金が必要な状況となるか否かは、当該災害の被害状況や法制度等を勘案しながら検討する必要がある。</p>	<p>◆堺市 生活再建支援法で対象とならない事案に対して対応するため、災害規模や被災状況を踏まえて検討したい。</p>	<p>①生活再建(例：)</p>	<p>◆奈良県 応急仮設住宅の建設</p>
<p>◆群馬県 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策をきめ細やかにかつ機動的、弾力的に進めるため、必要と認められる場合は、基金の設置等の手法も検討する。</p>	<p>◆兵庫県 被災地域の実情に応じて、設置団体が独自・主体的に総合的な対策を講じることができると、不可欠な制度と考える。</p>	<p>◆佐賀県 災害の種類、被害の規模や状況はあらかじめ分からず。事前の判断は難しいため、状況に応じて設立したい。</p>	<p>◆神戸市 大規模災害の場合は、生活再建、産業再建等のニーズも多く、また多様化するため、基金等での対応が必要となる。しかし、現状では、基金設立には、制度的な保障がなく、災害規模や発生するニーズに応じて、まちづくり交付金やその他の交付金等、生活再建支援法など既存制度の活用も考慮する必要がある。従って、制度整備の面から、災害復興のための基金設立の制度的確立と併せて、まちづくり交付金や地域住宅交付金制度のように、地域の事情やニーズに応じて柔軟に活用できる復興制度の創設、兵庫県のフェニックス共済などの共助のしくみの拡充など、総合的な検討を要する。</p>	<p>◆栃木県 生活支援</p>	<p>◆愛媛県 住宅再建資金の利子補給、家賃補助等</p>
<p>◆千葉県 復興基金は被災者に対する総合的な復興対策を長期的、安定的、機動的に実施できるものであり、災害の規模や状況等を考慮のうえ設置を検討したい。</p>	<p>◆奈良県 災害に規模、状況によって復興のために必要な事業が異なるため。</p>	<p>◆長崎県 必要性は災害規模等により異なると思われるため。</p>	<p>◆徳島県 被災者生活再建支援制度、その他各種支援制度でカバーできない分野へ広く活用する。</p>	<p>◆新潟県 例：こころのケア、生活支援相談員の設置等</p>	<p>◆福岡県 例：独自の支援制度を行う市町村に対する補助制度</p>
<p>◆東京都 国、被災区市町村等と協議のうえ基金を設立する。</p>	<p>◆和歌山県 災害復興基金等については、全国知事会の災害対策特別委員会と協議を始めたところです。様々な意見を聞き、今後検討して参ります。</p>	<p>◆熊本県 今後の検討課題。</p>	<p>◆北九州市 支援方法、災害規模、財源等により検討する必要があるため。</p>	<p>◆石川県 例：国庫補助金の対象とならない水道施設の復旧に対する支援</p>	<p>◆静岡県 例：応急仮設住宅分野、被災地の復旧分野</p>
<p>◆神奈川県 復興基金の設立の必要性については、災害の規模や状況等を考慮しなければ判断できないため。</p>	<p>◆鳥取県 災害復興のために実施する必要性が非常に高い事業で国の財政支援がないものについては、平時から財政的にも備えておく事が望ましいことから、鳥取県と県内市町村が共同で鳥取県西部地震後に鳥取県被災者住宅再建支援基金を設置して積み立てを行っており、被災時にはこれを取り崩して住宅再建の支援をすることとしている。</p>	<p>◆宮崎県 災害が比較的小規模であれば、被災者支援について一般会計による対応も可能であり、また、基金造成の財源確保の問題もあることから、災害の規模や状況等を踏まえて検討する必要がある。(自然災害とは異なるが、本県では口蹄疫被害を受け、復興対策基金を設置予定ある。)</p>	<p>◆仙台市 過去の大規模災害においても、復興基金を設立した経緯はない。現時点では、基金ではなく、特別会計を設けての資金管理が想定している。</p>	<p>◆奈良県 生活資金の確保、特別融資の実施</p>	<p>◆広島市 例：住宅の建て替え、修繕など</p>
<p>◆新潟県 基金設立のコストなどを考慮すると、基金設立をしてまで支援する必要があるといえる適度な災害規模があると考える。</p>				<p>◆愛媛県 地域コミュニティ施設、共用施設等の復旧</p>	<p>③産業再建(例：)</p>
<p>◆新潟県 基金設立のコストなどを考慮すると、基金設立をしてまで支援する必要があるといえる適度な災害規模があると考える。</p>				<p>◆福岡県 例：独自の支援制度を行う市町村に対する補助制度</p>	<p>◆栃木県 中小企業事業再開助成</p>
<p>◆新潟県 基金設立のコストなどを考慮すると、基金設立をしてまで支援する必要があるといえる適度な災害規模があると考える。</p>				<p>*静岡市 例：私道の復旧分野</p>	<p>◆新潟県 例：災害対策融資利子補給等</p>
<p>◆新潟県 基金設立のコストなどを考慮すると、基金設立をしてまで支援する必要があるといえる適度な災害規模があると考える。</p>					<p>◆石川県 例：被災中小企業復興支援基金</p>

<p>◆愛媛県 中小企業者等の貸付金の利子補給</p> <p>◆福岡県 例：特別融資制度の創設</p> <p>◆浜松市 例：中小企業への利子補給</p> <p>◆神戸市 例：災害復旧資金借入者 に対する支援、地域産業や商店街復興に対する支援、被災者雇用対策 等</p> <p>④農林水産業再建（例： ）</p> <p>◆新潟県 例：災害対策資金利子補給等</p> <p>◆石川県 例：国庫補助の対象とならない小規模な農地等の復旧に対する支援</p> <p>◆愛媛県 農林漁業者等の貸付金の利子補給</p> <p>◆福岡県 例：作付けのやり直しに対する助成</p> <p>◆浜松市 例：農林業者に対する融資への利子補給</p> <p>⑤教育再建（例： ）</p> <p>◆新潟県 例：被災児童生徒対象カウンセラー派遣等</p> <p>◆石川県 例：私立学校の復旧に対する支援</p> <p>◆愛媛県 私立学校設備の復旧支援</p> <p>◆福岡県 例：独自の支援制度を行う市町村に対する補助制度</p> <p>◆浜松市 例：私立学校の施設・設備の復旧費用補助</p> <p>◆神戸市 例：文化財等の復興支援、芸術文化活動支援 等</p>	<p>⑥記念事業（例： ）</p> <p>◆新潟県 例：「震災の記憶」収集・保全支援等</p> <p>◆愛媛県 災害記録の収集、保存</p> <p>◆浜松市 例：記録・広報に関する補助</p> <p>◆神戸市 例：災害教訓の発信や継承の事業</p> <p>⑦その他（例： ）</p> <p>◆北海道 例：規模や状況に応じて判断したい。</p> <p>◆山形県 例：必要に応じて配分し活用する。</p> <p>◆群馬県 例：被害の状況に応じて、適切な分野への活用を検討したい。</p> <p>◆千葉県 例：被災状況を考慮のうえ、活用分野を検討したい。</p> <p>◆東京都 例：被災後、国、被災区市町村等と協議のうえ基金を設立する際に事業を決める。</p> <p>◆神奈川県 例：災害の規模や状況等を踏まえ、必要な分野への活用を検討する。</p> <p>◆新潟県 例：地域復興人材育成支援、地域復興支援員設置等</p> <p>◆石川県 例：地域振興に対する支援</p> <p>◆山梨県 未定</p> <p>◆長野県 部局横断的な課題であるため、防災担当課だけでは回答ができない。</p> <p>◆岐阜県 復興基金を設置する段階で、決めることとなります。</p> <p>◆静岡県 被害状況やその後の復興計画により判断</p>	<p>◆京都府 例：地域の復興支援に必要となるもの全ての分野</p> <p>◆大阪府 例：災害の規模や被害状況により協議</p> <p>*兵庫県 上記①～⑥について、被災状況に応じて検討すべき</p> <p>◆島根県 中小企業者への支援</p> <p>◆岡山県 復興基金を設置する場合に検討することとなる。</p> <p>◆山口県 例：状況に応じて検討する</p> <p>◆香川県 例：規模や状況等を考慮の上、検討したい。</p> <p>◆愛媛県 観光の復興事業</p> <p>◆高知県 例：被災者の生活再建につながるもの</p> <p>◆福岡県 例：コミュニティ再建に向けた各種ソフト事業</p> <p>◆佐賀県 災害の種類、被害の規模や状況がそれぞれ異なり必要な支援も異なるため、それぞれの状況に応じた活用を行いたい。</p> <p>◆長崎県 例：生活再建への活用を主とし、その他の分野への活用は必要に応じて検討する。</p> <p>*宮崎県 災害の状況、基金の規模により、活用する分野はケースごとに異なると考えられるが、生活再建、住宅再建、経済復興への支援が優先されると考えられる。</p> <p>◆新潟市 例：災害発生時の被害状況や被災市民のニーズを把握したうえで事業メニューを検討する必要がある。</p> <p>◆静岡市（未定）</p> <p>◆浜松市 例：福祉施設等の再建</p> <p>◆名古屋市 例：災害の規模や状況により検討</p>	<p>◆堺市 例：災害の規模や被害状況により協議</p> <p>◆北九州市 例：現状に即した支援に活用すべき</p> <p>II - 6 復興基金は災害の度に設置が検討されますが、これについてどうお考えですか。</p> <p>④その他（自由回答）</p> <p>◆東京都 国、被災区市町等と協議のうえ基金を設立するものとしている。</p> <p>◆富山県 迅速な対応には制度化の必要性もあると考えるが、被害の規模等に応じて弾力的な対応が求められることもあり、どちらとも言えない。</p> <p>◆愛知県 災害規模等により、基金創設の必要性を検討する。</p> <p>◆京都府 国が制度化すべき。</p> <p>◆大阪府 上記選択肢①が理想であるが、都道府県がその財源を負担するとなると、今の財政状況からすればすぐに実現することは困難である。</p> <p>*兵庫県 現在、復興基金の設置には、一定のルールはなく、国との協議に相当の期間を必要とすることから、災害発生時に臨機応変に迅速な対応ができるよう、基本的な枠組みを制度化しておくべきである。</p> <p>◆鳥取県 基準や要件等を定め恒久的なものとして平時から積み立てていくことが望ましい。なお、現状では困難と思われるが、大規模災害発生頻度の偏在性等を勘案すると、被災された方や地域が等しく復興のための支援を受けられるよう、国において財政支援等の充実を図ることが望ましい。</p> <p>◆岡山県 被害の内容等を踏まえて対応するためには、災害の都度検討する方が良いが、迅速性に欠ける面もあり、今後検討する必要がある。</p>		
---	---	---	---	--	--

<自由回答一覧> Ⅲ 義援金についておたずねします *印：項目へのチェックはないが、自由解答欄に記述のあった自治体。

<p>Ⅲ - 1 義援金についてお尋ねします。義援金が集まった場合どのように活用しようとお考えですか。</p>	<p>◆愛知県 被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。</p>	<p>◆大分県 大分県地域防災計画に災害義援金の配分については必要に応じて県に義援金配分委員会を設立し、活用方法、取扱方針等を定める旨定めてある。以下の2の設問の回答もこのとおりである。</p>	<p>Ⅲ - 2 義援金の配分手続についておたずねいたします。</p>	<p>*神戸市 神戸市では、「神戸市地域防災計画」を策定しており、災害発生時には、兵庫県、被災市町、日赤兵庫県支部等の関係機関とともに義援金の募集委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定することとしています。活用方法については、集まった義援金の額にもよるが、(被災者生活再建支援法でどれだけカバーされるのかという点も踏まえ、) 義援金募集委員会で検討されることとなります。</p>	<p>◆富山県 ⑦その他(災害の規模、地域的な広がり、義援金の集まる時期などのケースにより優先順位は異なるため)</p>
<p>④その他(自由回答)</p> <p>*北海道 災害の都度、検討したい。</p>	<p>◆三重県 見舞金の他、コミュニティやボランティア活動など、被災者の支援に関するもの。</p>	<p>◆宮崎県 義援金を寄付する方々の気持ちを考えれば、被災者への見舞金としての活用が基本であると考えられるが、大規模災害の場合、見舞金以外の各種支援を実施した方が、地域の復興につながる場合もあると考えられることから、災害の状況を踏まえた活用が必要と考えられる。</p>	<p>②従来とは違った配分手続を考えるべきである。</p> <p>*北海道 災害の都度検討したい</p>	<p>(被災者生活再建支援法でどれだけカバーされるのかという点も踏まえ、) 義援金募集委員会で検討されることとなります。</p>	<p>◆石川県 いずれも重要であるが、特に①、②、③、④が重要であると考えている。</p>
<p>◆岩手県 基本的には①の被災者への見舞金を優先的に配分するが、場合によっては②の見舞金以外への支給も含めた活用について検討することとしている。</p>	<p>◆京都府 義援金総額、被災地の被害状況等に応じて義援金募集(配分)委員会により決定する。</p>	<p>◆鹿児島県 被災者への見舞金を基本として、災害の程度や被害の状況、義援金の総額等を考慮して、その災害において必要とされる部分に使いたい。</p>	<p>*岩手県 ※その他：当県は、市町村で集めた義援金は当該市町村で配分委員会を組織し、配分するべきと考えております。各市町村で集めた義援金以外は、関係機関の同意を得て、県の地域防災計画に基づき義援金の受付団体、被災市町村などで構成する義援金配分委員会を組織して配分基準を決定して対応しております。詳細は、別添資料の通り岩手・宮城内陸地震の際の配分状況を参照してください。</p>	<p>◆新潟市 ※その他：当県は、市町村で集めた義援金は当該市町村で配分委員会を組織し、配分するべきと考えております。各市町村で集めた義援金以外は、関係機関の同意を得て、県の地域防災計画に基づき義援金の受付団体、被災市町村などで構成する義援金配分委員会を組織して配分基準を決定して対応しております。詳細は、別添資料の通り岩手・宮城内陸地震の際の配分状況を参照してください。</p>	<p>*回答:県地域防災計画の規定に①)及び③)が規定されている。</p>
<p>◆山形県 義援金配分委員会を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分基準を定める。</p>	<p>◆大阪府 災害の規模や被害状況、義援金の額等を踏まえ、外部関係機関を交え使途・配分方法等について検討する。</p>	<p>◆相模原市 義援金配分委員会を立ち上げ、その中で検討する。</p>	<p>*富山県 ④その他 過去の例などを考慮しながら検討する。 ※県や市町村、日赤に集まった義援金を一元化し、都道府県単位で配分委員会を設けたことがある。</p>	<p>Ⅲ - 3 義援金の取扱方針についておたずねいたします。優先順位をつけてください。</p>	<p>◆岐阜県 ※優先順位は付けかねる。方針としては、③④⑤を大前提に①を実現できるよう取り扱いたい。県として窓口を一本化しているため 抛出者の意思は反映されず、また、復興施策には一切使用しない方針であるため、②⑥については方針に加味していない。</p>
<p>◆茨城県 災害の規模、内容等に応じて検討する。</p>	<p>*兵庫県 義援金募集委員会(配分委員会を兼ねる)を設立して、被災自体に応じて活用方法を検討する。</p>	<p>◆新潟市 義援金の配分については、地域防災計画に基づき、義援金配分委員会の決定により実施されることとなる。(義援金配分委員会の構成：新潟市社会福祉協議会及び義援金受入れ団体等)</p>	<p>*長野県 回答：県地域防災計画に基づき、市町村分を除き、一元化して配分委員会を設け配分する。</p>	<p>*北海道 災害の都度、検討したい。</p>	<p>◆愛知県 ⑦被害状況等により対応がかわるため、優先順位はつけられない。</p>
<p>◆群馬県 「義援金募集・配分委員会」を設置し、配分計画(対象・基準・時期等)について審議して決定する。(災害の状況や義援金の額によっても違うと思うが、被災者への見舞金以外(復興基金への活用やボランティアへの支援など)の活用も検討の余地あり)</p>	<p>*奈良県 義援金については、日本赤十字社奈良県支部及び県にて受入・配分・方針について検討しているところである。</p>	<p>◆大阪府 状況、必要性に応じ、優先順位を定めた上で活用したい。</p>	<p>*愛知県 ④各方面から被災者に寄託される義援助金を受付け、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。</p>	<p>*青森県 (①、⑤、⑥)については、その中での優先順位をつけることができないため、同列としています。なお、「Ⅲ義援金」については、本県では健康福祉部が所管のため、健康福祉部からの回答を総務部防災消防課が取りまとめ、回答しています。</p>	<p>◆大阪府 ※Ⅲ - 1と同じ 災害の規模や被害状況、義援金の額等を踏まえ、外部関係機関を交え使途・配分方法等について検討する。</p>
<p>◆埼玉県 県で受けた義援金については、市町村に配分することとなり、市町村は、それらの義援金品を日赤奉仕団等関係団体の協力を得て、被災者に配分することとなっている。</p>	<p>◆島根県 義援金の額にもよるが、被災者の生活再建支援のために一番有効と思われる活用方法を採用したい。</p>	<p>◆堺市 被害の規模や被害状況により協議し、使途、配分方法等を検討する。</p>	<p>*長野県 回答：県地域防災計画に基づき、市町村分を除き、一元化して配分委員会を設け配分する。</p>	<p>◆山形県 回答：委員会の配分基準により、適切かつ速やかに配分する。</p>	<p>◆兵庫県 ①、③、④、⑤については、いずれも重要と考えており優先順位はつけられない。②、⑥については、義援金の取り扱いに際し、考慮すべきとは考えていない。</p>
<p>◆東京都 義援金は、「見舞金」ではなく、あくまで被災者への救護・支援等のために活用されるもので、本都における義援金の配分先は、被災した区市町村である。</p>	<p>◆山口県 県は、被害状況(人的被害や住家被害)に応じて、各市町への配分額を決定し、その配分額の活用方法は各市町において決定される。</p>	<p>◆徳島県 例：本県では、県、日本赤十字社に寄せられた義援金は、関係団体で構成される配分委員会において各地域の被害状況等を勘案し、市町村へ配分を行い、一方、各市町村に寄せられた義援金はそれぞれの市町村において被災者に配分されているが、東南海部・南海地震などの大規模災害における配分手続きについては検討を行う必要がある。</p>	<p>*大阪府 Ⅲ - 1に同じ。被害の規模や被害状況、義援金の額等を踏まえ、外部関係機関を交え使途・配分方法等について検討する。</p>	<p>◆茨城県 ※優先順位を付けられるものではない。</p>	<p>◆奈良県 優先順位についても配分委員会で決定する。</p>
<p>◆神奈川県 災害発生後、設置することとなる義援金募集配分委員会において、活用方法について決定する。</p>	<p>◆福岡県 原則として、人的被害や住家被害を受けた被災者に配分するが、最終的には義援金品配分委員会で決定する。過去に被災者以外に配分した事例あり。(ボランティア基金の積み立て)</p>	<p>◆神戸市 神戸市では、「神戸市地域防災計画」を策定しており、災害発生時には、兵庫県、被災市町、日赤兵庫県支部等の関係機関とともに義援金の募集委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定することとしています。活用方法については、集まった義援金の額にもよるが、(被災者生活再建支援法でどれだけカバーされるのかという点も踏まえ、) 義援金募集委員会で検討されることとなります。</p>	<p>*大分県 Ⅲ - 1の回答のとおりです。</p>	<p>◆群馬県 ※災害の状況によっても優先順位が変わってくると思われる。</p>	<p>◆和歌山県 配分委員会において協議の上決定する。</p>
<p>◆富山県 義援金が集まった場合には、災害の規模、地域的な広がり、その時点での世論等の状況、義援金総額や過去の例などを考慮しながら活用方法を検討する必要がある。</p>	<p>◆佐賀県 被災者への見舞金として優先的に使用し、募金者の特別な意思があればそれらを尊重した活用を行いたい。</p>	<p>◆徳島県 例：本県では、県、日本赤十字社に寄せられた義援金は、関係団体で構成される配分委員会において各地域の被害状況等を勘案し、市町村へ配分を行い、一方、各市町村に寄せられた義援金はそれぞれの市町村において被災者に配分されているが、東南海部・南海地震などの大規模災害における配分手続きについては検討を行う必要がある。</p>	<p>*大分県 Ⅲ - 1の回答のとおりです。</p>	<p>◆新潟県 その他(災害後の時間経過により被災者の状況が変わるので、状況に応じ何段階かに分けて配分を行うべき。初期段階では、被災者への励ましやお見舞いのため、できるだけ早期に、被災程度に応じるなど簡便な方法で配分する。状況の変化に応じ、2次、3次配分においては、困っている人を助けるという意味合いで、実態に合わせて配分を行う。</p>	<p>◆山口県 ○義援金の取扱方針は、配分委員会においてその都度決定される。</p>
<p>*長野県 災害義援金配分委員会の決定により、被災者へ配分する。</p>	<p>◆長崎県 義援金の額により見舞金への使用を優先し、その他への使用も検討する。</p>	<p>◆徳島県 例：本県では、県、日本赤十字社に寄せられた義援金は、関係団体で構成される配分委員会において各地域の被害状況等を勘案し、市町村へ配分を行い、一方、各市町村に寄せられた義援金はそれぞれの市町村において被災者に配分されているが、東南海部・南海地震などの大規模災害における配分手続きについては検討を行う必要がある。</p>	<p>◆堺市 災害の規模や被害状況により協議し、使途、配分方法を検討する。</p>	<p>◆香川県 様々な要素を考慮しながら決定すべきと考えており、機械的に優先順位をつけられるものではない。</p>	<p>◆愛媛県 ※配分委員会(仮)を設置し、義援金を取り扱うこととなるが、災害の程度、過去の配分事例、他県の配分事例などを考慮して判断することとなり、どの項目を優先するかということは一概には言えない。</p>
<p>◆静岡県 被害の状況に応じて配分委員会(仮称)を組織し、検討する。</p>					<p>◆福岡県 最も優先順位が高いもの①、②、③、④ 次に優先順位が高いもの⑤、⑥</p>

<p>◆宮崎県 上記6項目は全て重要であり、配分にあたっては、全てを考慮して配分をおこなわなければならないと考えている。ただし、義援金を寄付する方々は被災者へ直接配分することを求めていると思われるので、⑥の効率性については比較的優先順位は低くなると思われる。</p> <p>◆仙台市 ※災害規模、義援金の額等を総合的に勘案し、決定すべきものと考えられ、一概に優先順位をつけるものではないと思われることから、回答を控えさせていただきます。</p> <p>◆新潟市 ＜記述回答＞全ての項目について、義援金配分において重要視する必要があると考えるが、特に①や⑥については特段の配慮が必要となってくると考える。また、配分を段階的に行う場合もあるが、その場合は配分フェーズにより、重要視することが異なってくると考え、そのフェーズにおける生活再建状況等を勘案し、取扱方針の順位が異なってくると考える。 (例) 1次配分： 迅速かつ水平的な配分(生活再建等) 2次配分： やや垂直的な配分(要援護者世帯への配分等)</p> <p>◆神戸市 ※優先順位については、災害の状況によっても変わると考えられ、一概に決められるものではないと考えます。</p> <p>北九州市 (③、④) → (①、②、⑤、⑥)</p>					
---	--	--	--	--	--